



29吉総第458号

平成29年12月15日

吉野川市監査委員 阿部徳男様

吉野川市監査委員 塩田智子様

吉野川市長 川真田哲哉



平成29年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について（通知）

平成29年11月27日付け吉監査第39号で提出のありました件について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

平成29年度定期監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署名	指摘事項	措置の内容
管財システム課	吉野川市市有車両管理規則に基づき、運転者の使用前後の点検を徹底するなど、市有車両の運用管理の改善を図られたい。	<p>10月30日グループウェアにて次の文書を庁内掲示板に掲載し、職員に対し適正な公用車の使用を周知した。今後も定期的に周知を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>公用車の利用について 表題の件について、管財システム課が把握していない公用車の損傷が多々見受けられます。 つきましては、公用車に損傷がないか運転前後に確認するなど、市有車両管理規則第15条を遵守し、適正な公用車の管理・運用にご協力をお願いします。</p> </div>
都市計画住宅課	未収金の削減に、引き続き努める必要がある。	<p>市営住宅家賃滞納事務処理要綱に基づき、引き続き督促・催告を実施します。</p> <p>また、少額滞納者には、個別に生活状況の聞き取りによる納付相談を実施し滞納解消に努めます。長期・高額滞納者には本人への招致通知・連帯保証人への履行請求を行い、その後、弁護士へ滞納管理の委託を検討します。</p> <p>なお、弁護士委託によっても改善のみられない悪質な滞納者については明け渡し請求等の法的措置も引き続き行っています。</p>
生涯学習課	消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。	今後の予算執行に対しては、計画的に努めます。
学校教育課	消耗品や備品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。	ご指摘のとおり計画的に予算執行に努めてまいります。また、各小・中学校には予算配当説明会において、校長と事務職員に計画的な予算執行をお願いし、さらにご指摘後、10月30日の幼・小園長校長会、11月10日の中学校長会において繰り返し、適正な予算執行を行うように依頼いたしました。
	小学校及び中学校が保有する郵便切手類の取扱いについて、精査されたい。	多額の郵便切手を保有している小・中学校について、新たな購入は控え、適切な保有量となるよう指導しております。また、他の学校につきましても、必要な種類・枚数を十分検討のうえ購入するよう依頼しております。
防災対策課	消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。	消防団等に必要な消耗品について、適正に把握し、計画的な補充、使用に努めます。

社会福祉課	<p>未収金の回収に向けて、引き続き努力をする必要がある。</p> <p>【措置の状況】</p> <p>未収金（生活保護費返納金）のある世帯について、次のとおり措置を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問等により、生活状況を把握し最低生活を損なわない範囲での納付指導を行う。 ・債権管理台帳の活用による当該世帯の返納計画書の見直しと分納相談の実施 ・「収入申告書」の徴収を徹底し、必要に応じた調査や照会の実施 ・催告書の通知送付により納付（返納）意識の喚起。 ○生活保護廃止世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・催告書の通知送付 ・転出先や生存・死亡状況確認と可能な範囲内の世帯状況・収入の調査 <p>【見解】</p> <p>生活保護費の不正・不適正受給は本市だけでなく、生活保護業務を実施する大半の福祉事務所等で増加傾向若しくは横ばい状況にあります。（全国の不正受給件数と金額：平成26年度発生件数・約4万3千件・金額は約174億8千万円、平成27年度発生件数・約4万4千件・金額は約170億円）</p> <p>未収金の多くは、この不正・不適正受給の返納に係る未納分です。そのため、次にあげる理由により回収は大変困難となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返納金は、生活保護受給中であっても差し押さえや天引きなどの方法で強制的に徴収することは法律で禁止されている。 ・担当ケースワーカーは現金の取扱い資格が与えられないため、未納者には自己納付による納付指導しかできない。 ・不正受給の対象となる未申告や過小申告の就労収入や遡及年金の受領等は、その翌年の課税調査で判明することが多く、返納金額の決定や納付書を作成した時点では、すでに金銭を消費していることが多い。 ・死亡や転出により保護廃止となった世帯の返納金は、請求先が確定できない世帯もあり、就労収入や社会保障費の増加により自立廃止に至った廃止世帯であっても、返納金をすぐに完納あるいは精算できるといった収入に余裕のある世帯は少ない。 <p>この他にも回収が困難となる要因はあると考えられ</p>
-------	---

		<p>ますが、今後も未収金の回収につきましては、効率的に成果があがる方法を模索していくとともに、不正・不適正受給の未然防止に重点を置き、各地区担当員の日ごろのケースワークにおいて、被保護者の生活状況の把握に努め、まずは不正受給となる温床を排除し、早期発見に努め不正が判明した場合は正確かつ迅速に対応することに重点をおいています。</p>
介護保険課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	<p>介護保険給付費の増加が続く中、介護保険制度を安定した継続性のあるものとするため、財源である保険料の確保は重要な要件です。</p> <p>未納者に対しては、督促状や催告書において納付を促すと共に、金融機関口座からの振替を奨励し対応しており、高齢者単身世帯で歩行困難者などに対しては要望に応じて訪問集金を行っています。また、介護認定時には収納状況のチェックを行い、未納があれば給付制限について説明し、滞納額の納付及び今後の納付について、分納等の約束を必須条件としています。</p> <p>未収金については、保険料全体の約9%を占める普通徴収（年金が年間18万円以下又は、特別徴収（年金天引き）ができない者）において発生しており、生活困窮者も多く含まれますが、特別徴収できていない者の中には、支払能力はあるが、何らかの理由により普通徴収に切り替わった者、また、65歳に到達した新規被保険者が特別徴収に切り替わる前段で気がつかず未収となっている場合が見受けられるので、納入を促すなど対応を図ります。</p> <p>なお、未収金については、吉野川市全体で考え、その他関係各課と情報の共有化、事務の効率化を図れるよう努力していきます。</p>
	消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。	在庫状況の管理及び節約などを行い、できる限り適切な支出に努めます。
	保有する郵便切手類の取扱いについて、精査されたい。	<p>会計課の金庫で管理すると共に、管理簿により日々の使用数を課長が確認していますが、残枚数等の確認に対し、より注意を払うよう努めます。</p> <p>また、今後の方針として「料金受取人払（後納扱）」を導入するよう取り組みます。</p>
	消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努めます。	各事業の実施計画ごとに必要物品の購入予定品目の確認を行いました。今後は、適切な時期に無駄なく購入するよう努めます。

	められたい。	
水道部	下水道の接続率の向上に、さらに努力する必要がある。	<p>1. 未接続世帯の下水道への理解を深め接続促進につなげると共に啓発活動に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>2. 地元工事説明会の際に下水道事業への趣旨を理解頂き、各種助成制度の周知徹底を図り早期接続を促します。</p> <p>3. 広報よしのがわへの記事掲載やホームページの活用、及び『下水道いろいろ作品展』を開催することで、多くの方に下水道の必要性や接続への理解を求め、接続率の向上及び普及推進に努めてまいります。</p> <p>○最近の主な取り組み（過去3年）</p> <p>[平成27年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回『下水道いろいろ作品展』を開催 ・下水道未接続世帯戸別訪問事業を実施（鴨島地区） ・菊人形展での啓発活動 ・『下水道の日』啓発活動とし、各庁舎にのぼり設置及びポスターの掲示 <p>[平成28年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回『下水道いろいろ作品展』を開催 ・花火大会での啓発活動 ・『下水道の日』啓発活動とし、各庁舎にのぼり設置及びポスターの掲示 <p>[平成29年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回『下水道いろいろ作品展』を開催 ・徳島県水・環境課と連携し、出前講座を実施 ・『下水道の日』啓発活動とし、各庁舎にのぼり設置及びポスターの掲示 ・啓発グッズの作成（～下水道への接続にご協力ください～を印字したクリアファイル）
人権課	未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。	債務者及び貸付状況等を精査し、弁護士に相談しながら、債権回収に向け取り組みます。また、現在行っている戸別訪問や集金も継続して行い、未収金の回収に取り組みます。
神島会館	消耗品の購入にあたっては、計画的な予算執行に努められたい。	使用期限がある物、時期により必用な物については、計画的に購入します。また、一時期に購入が偏らないよう隨時施設内の点検を行い、損傷・老朽化している消耗品については適時購入交換を行います。